

## 令和7年度 第1回 碧南市介護サービス運営協議会会議録

### 1 日時

令和7年12月17日（水） 午後2時30分～午後3時00分

### 2 場所

碧南市役所 2階 会議室1

### 3 出席者

(1) 出席者 三島博、榊原和弘、大田康博、沢井智美、齋藤健、榊原勝博、  
石川尚子（計7名）

(2) 事務局職員 福祉部長 伊藤正博、高齢介護課長 小林圭介、高齢介護課地域  
支援係長 羽佐田 美和子、高齢介護課介護保険係長 藤浦仁美、  
高齢介護課主査 加藤徹、高齢介護課主査 杉浦浩平（計6名）

### 4 傍聴者

0人

### 5 議題

(1) 指定事業所の廃止について（報告）

株式会社輪（居宅介護支援事業所わっぱ）

サービスの種類 居宅介護支援

令和7年4月30日 廃止

(2) 居宅介護支援事業所の新規指定について（ケアプランわっぱ）

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（予防専門型訪問サービス）事業所の新規指  
定について（訪問介護リベル 碧南）

### 6 議事録

#### 【事務局】

開会の挨拶

#### 【会長】

挨拶

**【事務局】**

議題（1）の説明

**【会長】**

本議題は報告案件です。よろしく申し上げます。

**【事務局】**

議題（2）の説明

**【A委員】** 議題(1)の廃止事業所と新規指定事業所が同じ「わっぱ」であるが、何か違いがあるのか。

**【事務局】** 同じ運営法人で、人員基準を満たせずに一度廃止したが、法人内で人員配置を行い、再度新規指定を受けたもの。一度廃止した事業所の名称は新規指定を受ける際には再度使用できないため名称が変わっている。

**【B委員】** 資料1－3の平面図に「1階デイサービス部分」とあるが、これはどういったものか。

**【事務局】** 同一の建物内に、同じ運営法人におけるデイサービス事業所があり、その部分が掲載されている。

**【B委員】** 既に指定を受けているデイサービス事業所と居宅介護支援事業所で違いはあるのか。

**【C委員】** デイサービスの指定とケアマネジャーを配置してケアプランを作成する居宅介護支援事業所の指定は全くの別物になるため、それぞれ指定を受ける必要がある。

**【会長】** デイサービスの事務室と居宅介護支援事業所の事務室はそれぞれ別にあるのか。

**【事務局】** 同一の建物内だが、事務室はそれぞれある。

**【会長】**

ほかにご意見、ご質問はございませんか。それでは、今回の新規指定の内容につきましては、特に問題ないということですので、この件について賛成の方は挙手

をお願いします。

(全員賛成)

**【事務局】**

議題 (3) の説明

**【D委員】** サ高住に付随する訪問介護事業所と思われる。リベルは全国区になりつつあるほどの大きな事業所のため、連座制により他市の事業所で違反があると全体の指定の更新ができなくなることになる。市内だけでなく周囲の事業所の人員等を注視することで利用者の不利益にならないかと思われる。

また、「予防専門型訪問介護」は本来自立の支援のためのものであり、身体介護等はケアプランに組み込むことが難しいはず。どうしてもとあれば地域支援係に相談・アセスメントしてもらい、必要と判断されたうえで組み込まれるものであるが、その方針でよろしいか。

**【事務局】** 他事業所と同様の対応をする予定で、あくまでもプランに基づいて介護予防になるようにやっていく予定。

**【D委員】** 公平な対応になるようによろしくお願いします。

**【会長】**

ほかにご意見、ご質問はございませんか。それでは、今回の新規指定の内容につきましては、特に問題ないということですので、この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議題終了

**【事務局】**

挨摟

終了